

議案第32号

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例中一部
改正の件

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例を次のとお
り一部改正しようとするものであります。

平成30年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部
を改正する条例

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成27年
条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1 教育標準時間認定（1号）利用者負担額を次のように改める。

階層	区分	月額
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0
第2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世 帯	3,000
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	10,100
第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	14,700
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,800

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

説 明

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、特定教育・保育施設等（幼稚園・認定こども園等）を利用する児童の保護者が負担する利用者負担額（保育料）の軽減を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案		現行	
別表 (第4条関係)		別表 (第4条関係)	
1 教育標準時間認定 (1号) 利用者負担額		1 教育標準時間認定 (1号) 利用者負担額	
階層	区分	階層	区分
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯
第2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	第2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下
第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下
	月額		月額
	円 0		円 0
	3,000		3,000
	<u>10,100</u>		<u>10,200</u>
	14,700		14,700

改正案	現行						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1883 472 2036">第5</td> <td data-bbox="336 1317 472 1883">市町村民税所得割課税額 211,201円以上</td> <td data-bbox="336 1160 472 1317">19,800</td> </tr> </table>	第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,800	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 987 472 1137">第5</td> <td data-bbox="336 405 472 987">市町村民税所得割課税額 211,201円以上</td> <td data-bbox="336 248 472 405">19,800</td> </tr> </table>	第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,800
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,800					
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,800					
2 保育認定（2号）利用者負担額（3歳以上児）	2 保育認定（2号）利用者負担額（3歳以上児）						
—略—	—略—						
3 保育認定（3号）利用者負担額（3歳未満児）	3 保育認定（3号）利用者負担額（3歳未満児）						
—略—	—略—						
備考	備考						
1～8 —略—	1～8 —略—						
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>							